

防災安全対策特別委員会 案件一覧

(令和 7 年 6 月 26 日開催分)

○所管事務報告 8 件

部局	報告 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
健康政策部	1	令和 7 年度大田区災害時医療フォーラムの開催について	1	小 倉 災害・地域医療担当課長
	2	軽症者救護所の新規開設について	2	
総務部	3	大田区災害時物流最適化計画策定支援等業務委託事業者の選定結果について	1	荒 浪 防災危機管理課長
	4	民間企業との災害時協力協定の締結について	2	長谷川 防災計画担当課長
	5	陸上自衛隊第 12 旅団災害対処訓練の実施について	3	
	6	自主避難スペースの開設について	4	
	7	令和 7 年度体験型防災アトラクションの実施について	5	石 塚 防災支援担当課長
	8	令和 7 年度大田区住まいの防犯対策緊急補助事業の開始について	6	熊 谷 生活安全担当課長

令和 7 年度大田区災害時医療フォーラムの開催について

1 大田区災害時医療フォーラムの目的

- (1) 区民に対して区の災害時医療体制を周知すること
- (2) 災害時又は災害時医療に関連した講演等を行い、区民及び医療関係者の防災意識の向上をはかること

2 令和 7 年度のテーマ「阪神・淡路大震災から 30 年 ～その経験と教訓から学ぶ～」

30 年前に発生した阪神・淡路大震災は、6,000 人を超える犠牲者、全半壊家屋約 25 万棟など、甚大な被害をもたらした。しかし、この震災は、災害医療派遣チーム DMAT の発足など、「正の遺産」も残している。大震災の経験や教訓に学び、大田区としてどのような準備をすべきか参加者の皆様とともに考える。

3 日時

令和 7 年 9 月 20 日（土） 14 時 30 分から 17 時まで

4 会場

大田区民ホール・アプリコ 小ホール（定員 100 名）

5 内容

司会 松本 賢芳 氏

（大田区災害医療コーディネーター、大田病院 脳神経外科 医師）

(1) 「大田区の災害時医療体制について」（仮題）

大田区健康政策部 災害・地域医療担当課長

(2) 「神戸における災害と街づくりの歴史」（仮題）

小代 薫 氏（神戸大学特命講師、小代薫建築設計事務所主宰）

(3) 「阪神・淡路大震災から 30 年 -DMAT の創設と歩み-」（仮題）

小井土 雄一 氏（国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 DMAT 事務局
厚生労働省 DMAT 事務局 事務局長）

(4) 「VR や AR で体験しながら考える阪神・淡路大震災から 30 年の最新防災情報」（仮題）

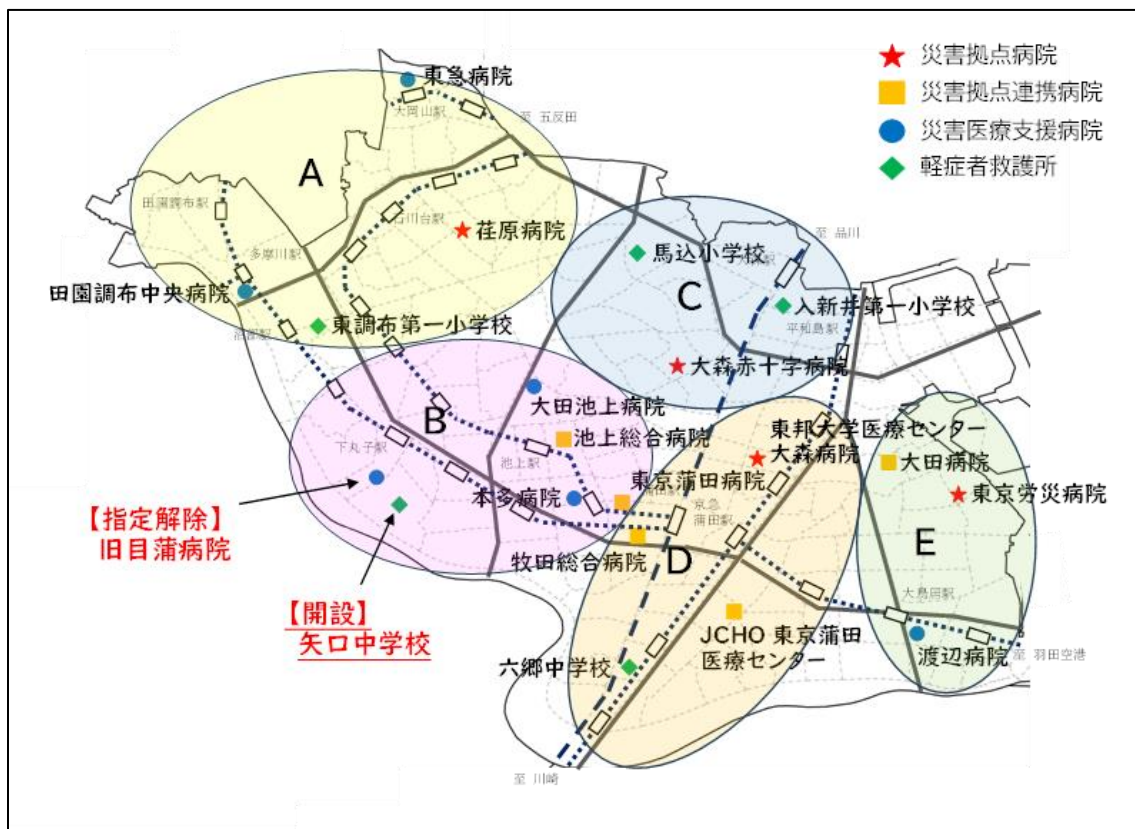
あんど う りす 氏（兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 博士課程）

(5) 座談会

出演者 5 名による意見交換

6 その他

- (1) 講演会は撮影・編集し、後日、大田区チャンネルにて動画配信を予定
- (2) 広報は、区報、ホームページ、X、チラシ等により実施
- (3) 本委員会終了後、チラシをホームページに公開（申込開始は、8 月 1 日から）



参 考 災害時医療体制

区内で震度 6 弱以上の地震が発生した際、発災から概ね 72 時間までの間、下表の各病院には、緊急医療救護所※₁を開設し、下表の各小中学校には、軽症者救護所※₂を開設する。

※ 1 緊急医療救護所・・・病院の門前等を開設し、医師会等と協力してトリアージや軽症者の救護を行う。

※ 2 軽症者救護所・・・付近に病院が少ない地域に軽症者の救護を目的に医師会等と協力して下表 5 か所の学校に開設する。

グループ	開設施設	種別
A	★荏原病院	災害拠点病院
	●田園調布中央病院	災害医療支援病院
	●東急病院	災害医療支援病院
	◆東調布第一小学校	軽症者救護所
B	■池上総合病院	災害拠点連携病院
	■東京蒲田病院	災害拠点連携病院
	●大田池上病院	災害医療支援病院
	●本多病院	災害医療支援病院
	◆矢口中学校	軽症者救護所
C	★大森赤十字病院	災害拠点病院
	◆馬込小学校	軽症者救護所
	◆入新井第一小学校	軽症者救護所
D	★東邦大学医療センター大森病院	災害拠点病院
	■JCHO東京蒲田医療センター	災害拠点連携病院
	■牧田総合病院	災害拠点連携病院
	◆六郷中学校	軽症者救護所
E	★東京労災病院	災害拠点病院
	■大田病院	災害拠点連携病院
	●渡辺病院	災害医療支援病院

災害時の各病院の役割

- ★ 災害拠点病院・・・主に重症者の収容、治療を行う都が指定する病院
- 災害拠点連携病院・・・主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容、治療を行う都が指定する病院
- 災害医療支援病院・・・主に専門医療、慢性疾患への対応、大田区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院

防災安全対策特別委員会
令和 7 年 6 月 26 日
総務部 資料 1 番
所管 防災危機管理課

大田区災害時物流最適化計画策定支援等業務委託事業者の選定結果について

災害時の物資供給を迅速かつ適切に行うため、平時の備蓄管理を最適化し、効率的な物流体制を構築するための計画策定等について、下記のとおり委託事業者を選定した。

1 業務内容

- (1) 大田区災害時物流支援最適化計画策定支援
- (2) 地区備蓄倉庫等の棚卸業務
- (3) 倉庫管理の業務委託に向けた提案及び業務手順作成所案の作成

2 委託事業候補者

名 称：株式会社丸和運輸機関
所在地：埼玉県吉川市旭 7 番地 1

3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで

4 選定理由（概要）

- (1) 次点の事業者に比べて大田区の特徴や課題を詳細に分析した上で、災害時物流の対応経験を踏まえて業務内容ごとに具体的な提案がある。
- (2) 他自治体における類似業務の実績及び学識経験者への諮問体制を有しており、実効性の高い提案が期待できる。
- (3) 区との連絡体制及び社内の役割分担が明確で、業務全般にわたりスケジュールが適切であり、円滑な実施が期待できる。

5 応募事業者数

2 事業者

6 選定経過

公募期間	令和 7 年 4 月 11 日から 5 月 12 日
一次審査（書類審査）	令和 7 年 5 月 16 日
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 6 月 5 日
事業委託候補者決定通知発送	令和 7 年 6 月 11 日

防災安全対策特別委員会
令和 7 年 6 月 26 日
総 務 部 資 料 2 番
所 管 防 災 危 機 管 理 課

民間企業との災害時協力協定の締結について

総務部防災危機管理課と、株式会社八洋で、災害時協力協定を締結したことを報告する。

1 概要

災害時において、飲料水等の提供に関して必要な事項を定めることを目的とし、株式会社八洋と災害時協力協定を令和 7 年 6 月 2 日に締結した。

2 協定の内容

- (1) 飲料水及び清涼飲料等の提供
- (2) 上記飲料の保管、運搬

3 協定相手方

株式会社八洋

4 相手方団体の所在地

東京都新宿区東五軒町 2 番 18 号

5 その他

今後、本協定は産業振興課へ移管予定である。

防災安全対策特別委員会
令和 7 年 6 月 26 日
総務部 資料 3 番
所管 防災危機管理課

陸上自衛隊第 12 旅団災害対処訓練の実施について

陸上自衛隊第 12 旅団（司令部：群馬県相馬原駐屯地）の計画する災害対処訓練において、区内多摩川ガス橋緑地を使用した、大型ヘリコプター（CH-47、全長 30m）1 機による離発着訓練を実施する予定にあることを報告する。

1 訓練日時

令和 7 年 7 月 16 日（水）

2 訓練場所

多摩川ガス橋緑地少年野球場 災害時臨時離着陸場（ヘリポート）

3 第 12 旅団災害対処訓練の概要

（1）目 的

首都直下地震における迅速な災害対処に資するため、場外離発着場に指定されているヘリポートにおいて、航空機の機動検証を実施し、災害対処能力の実効性を向上する。

（2）訓練内容

区災害対策本部派遣リエゾン要員及び人命救助要員等の空中機動

（3）訓練規模

- ア 大型ヘリコプター 1 機、高機動車 1 両、小型トラック 3 両、
中型トラック 2 両、偵察用オートバイ 2 台（うち、高機動車 1 両を搭載）
- イ 第 30 普通科連隊、第 12 偵察戦闘大隊、第 12 ヘリコプター隊等約 30 名

4 区民への事前周知

- （1）区ホームページ、防災ポータル・アプリ
- （2）防災行政無線（矢口地区）
- （3）自治会・町会等に回覧依頼（矢口地区）

防災安全対策特別委員会 令和 7 年 6 月 26 日
総務部 資料 4 番
所管 防災危機管理課

自主避難スペースの開設について

令和元年台風 19 号による被災地においては、過去の被害経験を重ね合せ、実際は危険が差し迫っていない状況でも自宅で過ごすことに強い不安を抱く区民が存在する。

こうした状況を踏まえ、当該区民を対象に下記のとおり自主避難スペースを開設する。

記

- 1 対象地域
田園調布四、五丁目の被災エリア及び近隣に在住する区民
- 2 開設場所
田園調布せせらぎ館（体育施設）
- 3 従事職員及び人数
拠点配置職員
ただし、根拠整備が整うまでの間は、地域未来創造部及び防災危機管理課職員の従事により対応する。2 名程度
- 4 開設基準
水防態勢下において、国土交通省の水位情報や気象庁の警報発令状況等を踏まえて、以下が明らかな場合に開設する。
 - ① 災害対策本部設置に至ることなく事態の収束が見込まれる
 - ② 近隣区で自主避難スペースが開設され、区民の不安増大が想定される
- 5 開設期間
気象状況等を踏まえ判断するが、概ね半日から一日程度
- 6 周知方法
開設する場合には、区公式ホームページ、LINE、X（旧 Twitter）、安心安全メール（地区限定）、防災無線（地区限定）等により、速やかに区民へ周知する。

令和7年度体感型防災アトラクションの実施について

1 概要

- (1) 防災についてより一層関心をもってもらうため、講習や通常の防災訓練とは全く別種のコンテンツとして、臨場感あふれる演出で参加者の没入感を高め、災害発生時（風水害）の状況を疑似体験で学ぶ、『全員参加型 体験学習』を実施する。
- (2) 防災アトラクションの主な構成内容
裏面参照

2 日時等

- (1) 実施日
令和7年7月26日（土）、27日（日）
- (2) 実施時間
10時00分～11時30分
12時30分～14時00分
15時00分～16時30分（26日のみ）
（計5回実施）
- (3) 会場
新蒲田一丁目複合施設「カムカム新蒲田」

3 対象・募集

区内在住、在学、在勤者
400名（1回80名×5回）

4 募集期間

令和7年7月7日（月）から22日（火）まで（定員に達し次第締め切り）

5 周知方法

- (1) 区報（7月1日号）、区ホームページ、防災ポータル・アプリ、X等で周知する。
- (2) 特別出張所や各区施設にチラシを置き広報するほか、区立小学校の児童にチラシを配布し参加への呼びかけを行う。

6 その他

会場施設には、区の広報ブース等も設置予定。

体感型防災アトラクションの構成イメージ

1 事前レクチャー

エントランスなどに集合し、防災の基本である「自助」「共助」についてのレクチャーやグループ分けを行い、目的意識を高めます。



2 防災アトラクション本編

第1ステージに移動後、大型スクリーンより、災害発生ニュース報道が流れ、目的を把握した後、仲間と共に避難準備品ミッションや避難行動ミッションなどをクリアし、制限時間内に安全確保（脱出成功）を目指します。



3 最終レクチャー

タイムアップ後、再集合し、振り返りシートを使って防災知識を深めます。最も重要な時間となります。



防災安全対策特別委員会
令和 7 年 6 月 26 日
総務部 資料 6 番
所管 防災危機管理課

令和 7 年度大田区住まいの防犯対策緊急補助事業の開始について

1 事業概要

首都圏において匿名・流動型犯罪グループによる強盗殺人などの凶悪犯罪が連続して発生したことを受け、住宅に設置する防犯対策用品の購入、設置費用を補助。

2 開始日時

令和 7 年 7 月 1 日（火）

3 補助対象者

大田区に住民登録がある世帯主の方またはそれに準ずる方

4 補助対象品目

家庭用防犯カメラ、カメラ付きインターホン、面格子、防犯フィルム、サムターンカバー、ドアガードプレート、防犯性能の高い鍵や補助錠の取付け又は交換、ガラス破壊センサー、防犯砂利、センサーアラーム、センサーライト、防犯ガラス

5 補助金額

購入、設置費用総額の 3 / 4 （補助上限 30, 000 円）

6 申請方法

ウェブ申請又は郵送

7 申請期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

8 周知方法

区報（7 月 11 日号）、区ホームページ、区民安全・安心メール、区公式 X 等

＼ 住宅に設置する防犯対策用品の購入・設置費用を補助します！ ／

令和 7 年度

大田区住まいの 防犯対策緊急補助金



申 請 期 間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

※申請額が予算の上限に達した場合は、年度途中で受付を終了する場合があります。

※郵送の場合は消印有効です。

対 象 者

大田区に住民登録がある世帯主の方またはそれに準ずる方

※申請は 1 世帯 1 回限りとなります。

※世帯主に準ずる方とは、世帯主と同一の世帯に属する方であり、世帯主ご本人が申請を行うことができない理由の申出を行い、その理由が適当であると認められる方を指します。

対 象 品 目

令和 7 年 4 月 1 日以降に購入・設置が完了した以下の 12 品目の防犯機器等※¹

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ■ 家庭用防犯カメラ | ■ 防犯性能の高い錠や補助錠の取付け又は交換 |
| ■ カメラ付きインターホン | ■ ガラス破壊センサー |
| ■ 面格子 | ■ 防犯砂利※ ³ |
| ■ 防犯フィルム※ ² | ■ センサーアラーム |
| ■ サムターンカバー | ■ センサーライト |
| ■ ドアガードプレート | ■ 防犯ガラス |

※¹ 複数品目の申請が可能です。

※² ガラス飛沫防止フィルムや遮熱フィルムは補助の対象となりません。

※³ “防犯”砂利として販売されているものが補助の対象となります。

補 助 金 額

購入・設置費用の総額の 3 / 4 （1,000 円未満切り捨て）

補助上限 30,000 円

※複数品目を申請する場合でも、補助上限額は変わりません。



<問い合わせ先>

大田区住まいの防犯対策補助センター

050-8894-7027

（月～金曜日：9～18 時、土曜日：9～16 時）

詳細はこちらから↓



申請方法

申請は、ウェブ申請または郵送となります。

▼ ウェブ申請

以下のURLまたは右のQRコードからアクセスしてください。

<https://logoform.jp/f/OnLL8>



▼ 郵送

以下の必要書類一式を次の宛先へ郵送してください。

〒330-9799 さいたま新都心郵便局 私書箱150号

大田区住まいの防犯対策補助センター 宛

※郵送先は大田区役所ではありません。

※提出いただいた書類は返却できませんのでご注意ください。

- ・ 大田区住まいの防犯対策緊急補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- ・ 誓約書（第2号様式）
- ・ 領収書等の写し
… 申請者本人の氏名、防犯機器等の製品名（型番）、設置工事等の内容、
その購入日又は施工日、支払金額、領収年月日等が記載されたもの
- ・ 防犯機器等の内容が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
※領収書等から防犯機器等の内容が読み取れる場合は提出不要です。
- ・ 防犯機器等の設置状況が分かる写真
- ・ 補助金の振込先の口座情報が確認できる書類の写し
… 申請者ご本人名義の通帳・キャッシュカード等
- ・ 申出書（第3号様式）
※世帯主ご本人が申請する場合は提出不要です。



©大田区

注意事項

- ・ 管理者や管理組合など居住者以外からの申請はできません。
- ・ カメラ機能の付いている機器を設置する場合、設置場所及び撮影範囲は申請者の管理の及ぶ範囲としてください。やむを得ず管理の及ばない範囲が入る場合も、近隣住民等のプライバシー保護に十分留意してください。
- ・ 賃貸物件や共同住宅に設置する場合、管理者や所有者等の同意を得る必要があります。
- ・ 設置費用のみの申請や、リースやレンタル、電気代などのランニングコスト、ホームセキュリティなどの委託費用等毎月の支払いが生じるもの、移設・撤去費用・配送料は対象になりません。
- ・ 設置工事費を申請する場合は、専門業者が設置したものである必要があります。
- ・ 販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引など）やポイントを利用した支払いは割引と同様の扱いとして、割引後の支払額を購入費用として申請してください。
- ・ 領収書の宛名及び補助金の振込口座名義は申請者と同一である必要があります。
- ・ 他の補助金の交付を受ける場合は、本補助金の補助の対象となりません。